

平 戸 市 監 査 公 表 第 71 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 24 年 1 月 11 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の対象

平戸市水道局

第 2 監査の期間

平成 23 年 11 月 24 日（木）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は、例月出納検査により収入、支出等の帳簿類は確認しているため、主に事務事業について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 庶務関係事務

公印の管理状況

備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
文書の処理、整理保存状況

- (2) 補助金関係
補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。
- (3) 現地調査
新設された阿奈田ダム及び阿奈田浄水場の現地調査

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

水道事業施行規程第 24 条第 4 項の規程による水道料金の減免を受ける者は、別表に個人名で掲げられているが、個人情報等の絡みもあり、好ましいものではない。

また、この件に関し旧生月町から引き継いだ帳簿類は、文書管理システムに登録し、期限まで保管すること。

第6 むすび

水道局は、市民に安心、安全な飲料水等を提供する使命がある。近年の経営状況は黒字経営であるが、平成 22 年度未完成した阿奈田ダム等の設備投資による減価償却費等への影響や老朽配水管の布設替工事など、施設機能を維持するための費用負担は、今後増加する傾向にある。

今後にあっては、組織体制、料金体系の見直しなど経営健全化を図る計画的な事業運営が求められる。

< 参考 > 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。